

2月6日(木)から3月17日(月)まで

市民税
県民税
所得税

申告相談

市民税・県民税の申告は、前年1年間の所得に対する税額を適正に算出するための課税資料として、申告書を提出していただくものです。また、所得税の確定申告も併せて受け付けますので、日程および会場を確認の上、ご利用ください。



市民税・県民税の申告

問い合わせ
税務課市民税担当(内線231・232)

市民税・県民税の申告が必要な方

平成26年1月1日現在、本市にお住まいで所得のあった方は、原則申告が必要です。

ただし、次の方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与所得者で、勤務先から本市に給与支払報告書が提出され、その給与所得以外に所得がない方
- ③合計所得金額が28万円以下の方

※所得のない方や③に該当する方でも、税務関係証明書が必要な場合や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の軽減を受ける場合には、申告する必要があります。

注目 ご注意ください

次の所得税の確定申告は、市の申告相談ではお受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。行田税務署での確定申告をお願いします。

- ①株式などの譲渡に関する申告
- ②繰越損失の申告
- ③青色申告
- ④先物取引に関する申告
- ⑤過年度分の申告
- ⑥平成25年中に死亡された方の申告など

平成26年度 市民税・県民税申告相談開催日程

受付時間 午前9時30分～午後4時

| 期 日 | 場 所 | 地 区 | 混雑予想 |
|----------|-----------------------------|---------------------------|------|
| 2月 6日(木) | 太井公民館 | 西新町、壱里山町、清水町、深水町 | — |
| 7日(金) | | 門井町1・2・3丁目、棚田町1・2・3丁目、押上町 | — |
| 10日(月) | 長野公民館 | 桜町1・2・3丁目、富士見町1・2丁目 | — |
| 12日(水) | | 大字長野、長野1・2・3・4・5丁目 | — |
| 13日(木) | 太田公民館 | 藤原町1・2・3丁目、若小玉、藤間、関根 | 混雑 |
| 14日(金) | | 下須戸、小針、真名板 | |
| 18日(火) | 中央公民館 第1学習室 (「みらい」内) | 大字佐間、佐間1・2・3丁目 | — |
| 19日(水) | | 旭町、向町、緑町、下忍、堤根、樋上 | |
| 20日(木) | | 埼玉 | |
| 21日(金) | | 野、渡柳、利田 | |
| 23日(日) | | 全地区 | |
| 25日(火) | 総合福祉会館 「やすらぎの里」 第3研修室 | 須加、下中条 | — |
| 26日(水) | | 北河原、酒巻 | — |
| 27日(木) | | 犬塚、馬見塚、中江袋 | — |
| 28日(金) | | 南河原 | — |
| 3月 4日(火) | 「行田グリーン アリーナ」 2階研修室 | 谷郷1・2・3丁目 | — |
| 5日(水) | | 大字谷郷、栄町、斎条、和田 | — |
| 6日(木) | | 上池守、下池守、皿尾、中里、小敷田、白川戸 | — |
| 7日(金) | | 荒木、小見 | — |
| 10日(月) | 持田公民館 | 持田1・2・3丁目 | 混雑 |
| 11日(火) | | 持田4・5丁目、大字持田、前谷、駒形1・2丁目 | |
| 12日(水) | 商工センター | 大字忍、忍1・2丁目、本丸 | — |
| 13日(木) | | 矢場1・2丁目、行田、宮本、中央 | — |
| 14日(金) | | 城西1・2・3丁目 | — |
| 17日(月) | | 城西4・5丁目、天満、城南 | — |

注目 ご注意ください

・対象地区は参考です。
いずれの会場でも、対象地区以外の方の申告相談を受け付けています。

各会場日程で都合のつかない方は、他の会場へお越しください。

・税務課窓口での申告相談は受け付けていません。

・申告内容によっては、税務署に相談していただく場合があります。

申告相談にお持ちいただくもの

- ①印鑑
- ②平成25年1月から12月までの収支計算の分かる書類
- ③会社などにお勤めの方、または公的年金などを受給している方は、源泉徴収票(原本)
- ④社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの払込証明書

その他

- ・医療費控除や事業・農業所得などを申告する方は、金額や収支の内訳などの集計を事前に済ませた上でお願いします。
- ・「市民税・県民税申告書」が必要な方は郵送しますので、ご連絡ください(申告会場にも申告書は用意しています)。
- ・期限間近になると大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。



所得税および消費税の確定申告

問い合わせ
行田税務署 ☎556-2121

平成25年分の所得税および消費税の確定申告

行田税務署では、平成25年分(平成25年1月1日～12月31日)の所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けを、2月17日(月)から3月17日(月)まで、消費税については3月31日(月)まで行います(還付申告は、2月14日(金)以前でも行うことができます)。

なお、「青色申告書決算書の作成」「収支内訳書の作成」「医療費控除の領収書の集計」などは、事前に済ませてお越しくください。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、税額などが自動計算され、確定申告書などが作成できます。

※期限間近になりますと、大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

※行田税務署は駐車場が狭いので、車での来署はご遠慮願います。

復興特別所得税について

平成25年分から平成49年分までの各年分について、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることになりました。

なお、復興特別所得税の税額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1パーセントの税率を掛けて計算した額です。

台風などの災害により被害を受けた方へ

台風などの災害により、所得税の申告、申請、納付などの手続きを期限までにできない方は、期限の延長を申請することができます。

注目 主な改正点

公的年金などの所得以外の収入がなかった方が「寡婦(寡夫)控除」を受ける場合は、これまで市・県民税の申告書を提出する必要がありました。しかし、平成26年度以降は、年金所得者が年金保険者に提出する「扶養控除申告書」に、「寡婦(寡夫)控除」を申告した場合は、年金保険者から本市に送付される「公的年金支払報告書」に寡婦(寡夫)控除が報告されるため、寡婦(寡夫)控除の申告は不要となります。

ただし、年金保険者に提出する「扶養控除申告書」に「寡婦(寡夫)」の記載を忘れていたり、扶養控除申告書を提出しなかったりした場合には、寡婦(寡夫)控除は適用されません。この場合には、確定申告書または市民税・県民税申告書の提出が必要となります。

日曜日の相談について

行田税務署では、確定申告期間中、2月23日と3月2日の日曜日に限り、熊谷税務署と合同で確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の受け付けおよび納付相談を行います(現金納付の業務は行いません)。

なお、両日の会場は熊谷税務署(熊谷市仲町41)となり、行田税務署での業務は行いませんので、あらかじめご了承ください。

※会場は駐車場がありませんので、公共交通機関をご利用ください。

簡単便利な「ダイレクト納付」

「ダイレクト納付」とは、事前に税務署に届け出を行い、e-Taxを利用して電子申告などを行った後、届け出をした預貯金口座からの振り替えにより納付できる電子納税です。

届出書を提出してから、利用可能となるまでに約1カ月程度かかりますので、手続きは早めに済ませてください。

簡単です

- ・インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続きで利用することができます。
- ・インターネットバンキング契約が不要で、納付のために金融機関や税務署の窓口に行く必要がありません。

便利です

- ・「即時」または「納付日」を指定して納付することができます。
- ・税理士が納税者に代わり、納付手続きを行うことができます。